

各市町教育委員会教育長 様  
各 教 育 事 務 所 長 様  
各 県 立 学 校 長 様

栃木県教育委員会教育長

夏季休業中における教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、危機管理マニュアルに基づき、不祥事ゼロを目指して特段の御配慮をいただいているところですが、今年度に入り、重大な交通事故やわいせつ行為などの不祥事が相次いで発生するなど、憂慮すべき事態が続いています。夏季休業を迎えるに当たり、下記のことを貴職下教職員に十分周知していただき、不祥事防止の徹底を図られますよう指導願います。

さらに服務規律の徹底を図るために、平成26年7月2日（水）から7月11日（金）までの10日間を、教職員の服務規律強化旬間とします。各学校の危機管理マニュアルや「本県教職員の不祥事の撲滅を目指して（改訂版）」、「運動部活動指導者ハンドブック」、別紙資料等を有効に活用し、テーマを絞って校内研修会を実施するなど、各校独自の取組をお願いします。また、昨年度に引き続き、各学校が体罰等をいち早く把握するための校内の窓口となる職員を明示し、保護者への周知を図るとともに、校内の報告・連絡体制の一層の整備・充実に努めていくよう指導願います。

記

1 教職員の服務規律の確保について

教職員一人一人が、その職責の重さを再認識し、常に高い倫理観を保持しながら、公私両面にわたって服務規律の厳正に努める。特に、会食・贈答・金銭の取扱いに関し、県民の誤解を招くような行為は厳に慎む。

また、体罰は児童生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に起こすことのないように厳に注意する。さらに、セクシャルハラスメントは個人としての尊厳をも傷つける行為であり、人権尊重の立場に立った正しい判断力を養うことで、その発生防止に努める。

なお、この時期は、教職員各自が高度な専門性を身に付け、資質向上を図るよい機会であることから、より一層の研鑽に努める。長期休業期間の勤務については、地域住民や保護者などに疑念を抱かれないよう、適正な勤務態様に努める。

2 教職員の健康管理について

休職者数が依然として多く、休職期間の長期化も進んでいることから、健康の保持・増進のために夏季休暇や年次休暇等を計画的に取得し、効果的に活用することで心身のリフレッシュに努める。

3 教職員の交通事故・違反の防止について

教職員の重大な交通事故が多発していることを踏まえて、交通法規を遵守することはもちろんのこと、飲酒運転や速度違反等により、全体の奉仕者たる公務員の服務規律に違反しないように組織的に取り組む。万一、事故を起こした場合には、加害・被害、程度の大小にかかわらず、必ず報告するとともに誠意をもって事故の処理に努める。

また、重大な事故を起こした場合には、教職員のモラルの欠如が問われ、教育界全体が県民の信頼を失い、学校教育活動が著しく阻害されることになるので、このような不祥事を起こすことのないように厳に注意する。

4 施設・設備、公金等、個人情報等の管理について

学校警備計画及び防火・防災計画等を再検討し、戸締まりの点検や備品・リース物品・金品・薬品の管理、重要書類の保管、火気の取り扱い等、学校としての防犯・防火対策の一層の徹底に努める。特に、公金や準公金等にあたる現金の管理、個人情報を含む書類や電子媒体等の管理には万全を期するようにする。この時期には施設等の破損や盗難等の事件の発生も懸念されるため、特に運動部室等の管理には十分注意し、防犯灯の点灯や関係機関との連携を密にするなどによりその発生防止に努め、万一発生した場合には速やかに報告をする。

また、一般来校者も多い状況の中、校舎内外への不審者の出入りについては、引き続き十分に注意するとともに、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について、教職員の共通理解のもと、より一層の強化を図る。

教職員課	総務担当	TEL 028-623-3398
	小中学校人事担当	-3386
	県立学校人事担当	-3396